

## 議案第77号

### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号）」を「昭和25年法律第261号）第22条第2項若しくは第26条の6第7項第2号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号若しくは女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定により任用された職員（市規則で定める職員を除く。）及び地方公務員法」に、「（平成3年法律第110号）第18条第1項又は」を「第18条第1項若しくは」に改める。

第3条の2に次の1号を加える。

(5) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第5条の2第2項中「又は」を「、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業又は」に改める。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第 号）による改正前の職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例

第29号) 第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受けていた職員が新制度適用職員(職員であって、その者が施行日以後に退職することにより改正後の条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第20条の規定により定められた教育委員会規則の規定により算定されることとなる退職手当の額(以下この項において「特定額」という。)が、改正後の条例第1条の4から第5条の2までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、特定額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 4 教育委員会所管の学校(幼稚園を含む。)の職員のうち、施行日の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条による改正前の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員であった者のうち、改正後の条例第7条第5項の規定により改正後の条例第4条の2第2項第2号に掲げる期間が改正後の条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなされる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により職員として退職したとしたならば、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員に対する退職手当の規定の例により算定されることとなる退職手当の額(以下この項において「特定額」という。)が、改正後の条例第1条の4から第5条の2までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、特定額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

平成29年 2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

定年退職等の場合の退職手当の基本額に係る支給率の適用を受ける職員の範囲等を改め、教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する特例を廃止するとともに、教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 職員の退職手当に関する条例 (抄)

(適用範囲)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年大阪市条例第62号)若しくは単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年大阪市条例第26号)の適用を受ける職員(交通局に所属する職員(以下「交通局職員」という。)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項若しくは第26条の6第7項第2号、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号若しくは女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項の規定により任用された職員(市規則で定める職員を除く。))又は地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は 一般職の任期付職員の若しくは

採用及び給与の特例に関する条例(平成17年大阪市条例第18号)第4条の規定により採用された職員を除く。))又は特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年大阪市条例第9号)第1条第6号に掲げる職員(以下これらを「職員」という。))が退職したときは、別に定める場合を除くほか、この条例の定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職手当を支給する。

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条の2 次条の規定に該当する場合を除くほか、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

(1)-(4) 省 略

(5) **法律の規定に基づく任期を終えて退職した者**

(退職手当の調整額)

第5条の2 省 略

2 前項の除算月とは、地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職、同法第29条の規定による停職、同法第55条の2第1項ただし書及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書(同法附則第5項において準用する場合を含む。))に規定する許可(以下「専従許可」という。))を受けたこと、**教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業又はこれらに準ずるものとして市規則で定める事由により現実に職務に従事することを要しない期間(以下「休職期間等」という。))のあ**

る月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）のうち市規則で定めるものを除いた期間をいう。

### 3 - 7 省 略

（教育委員会所管の学校の教員等の退職手当）

第20条 職員の給与に関する条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける者に対する退職手当は、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員に対する退職手当の規定の例に準じ、教育委員会が市長と協議して別に教育委員会規則で定める。

第21条 - 第22条

第20条 第21条